

『ぎふ活研究会』規約

(名称)

第1条 本会は、「ぎふ活研究会」と称する。

(所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の発展に関する調査・研究を行い、岐阜県およびその周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動)

第5条 本会は、その目的を達成するため、次の活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民等によるまちの魅力、資源発掘支援事業
- (2) 大都市圏に向けた広報事業
- (3) ローカル線の存続支援活動
- (4) その他本法人の目的を達成するための事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。正会員、賛助会員で構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 本会の活動に賛同するために入会した個人および団体

(役員)

第7条 本会は次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上(会長1名、副会長1名以上、会計1名)
- (2) 監事 1人以上

(総会)

第8条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会計報告)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は、平成29年10月1日より施行する。